

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

2 合理化と労働組合

5 ME・OA・FA問題

自治労のVDUガイドライン

自治労は、「団体交渉のためのVDUガイドライン」をまとめ、一九八五年八月の定期大会に提出した。ガイドラインの内容は、「ガイドラインの適用範囲」、「VDU導入の可否と前提条件」、「VDU作業の編成」、「健康障害の予防対策」、「VDUの作業空間および作業環境」、「VDU作業機器」、「監視・チェック機関」からなっている。総評「VDT労働規制のためのガイドライン」(本年鑑八六年版二六三ページ参照)が最低基準であるのにたいして、自治体のガイドラインは、総評基準を下回ることなく、現時点で自治労が講じるべき標準的な対策を系統的にまとめたものとなっている。このガイドラインを団体交渉によって協定・協約として確定していくことをめざしている。

自治労大阪衛都連のVDT作業基準

自治労大阪衛都連は八五年九月一四、一五の両日開かれた自治研集会で、「VDT機器の作業基準要求(素案)」を発表。今後、各単組で当局と交渉していくことにした。

コンピュータの端末装置で、テレビ画面のような画像表示装置を見ながらキーボード操作するVDT機器は、大阪府下の市町村(大阪市を除く)で急速に増加。これは、地方自治体で、住民基本台帳や市民税課税台帳、国民健康保険などをデータベースにして、市役所のどの窓口からもとりだせる住民情報総合システムがつくられているためである。

衛都連では、これにたずさわる労働者が二〇〇〇人におよび、目や肩、腕など肉体や精神的影響が多いことや、地方「行革」で、自治体での電算・OA化の推進を人べらし、労働強化に位置づけていることなどから、衛都連自治研推進委員会・電算OA対策委員会が、今回「作業基準要求」にまとめた。

このなかで、対象作業者はVDT作業員全員にくわえ、出向労働者、派遣労働者、パートタイマー、アルバイトにも適用されるとしている。

VDT作業の導入変更にあたっては、労組との事業協議をつくすことや、労働安全衛生委員会の機能を充実させ、VDT作業にかんする専門委員会を設けるとしている。

また、VDT作業時間については、一日三時間を超えないことと、労働省のガイドラインより一時間短縮、一連続作業時間も四五分を超えないこととしている(『赤旗』八五年九月一六日付)。

自治労埼玉県職組OA検討委の答申案

自治労埼玉県職員組合の諮問したOA検討委員会の答申案が、一九八五年八月一七日にまとまった。同案は、OAが県民や操作する職員に重大な影響を及ぼすことから、県と組合で覚書を結び、

長期の利用計画を推進する目的で一年をかけてまとめられた。

同委員会がまとめた答申案では、まず、OAの利用計画の策定、開始にあたっては労使があらかじめ覚書を取り交わし、利用を進める段階においての事前協議を求めている。

そして、覚書案では、労使協議の際に原則的につぎのような観点を盛り込むよう提案している。

そのおもなものは、情報の民主的管理と安全衛生の確保である。民主的管理については、情報が一部職員や電算機メーカーなど大企業や中央政府に集中しないこと、さらにプライバシー保護のため個人情報の収集は必要最小限に限定し、使用目的と責任を明確にしたうえで、本人の同意もしくは法的根拠のある場合のみに公開すること、などを基本としている。

また、職員の安全衛生の確保については、作業マニュアルを作成して、一時間を超える連続作業をおこなわないようにし、二〇分以上の休憩時間がとれるようにすることや、照明など日常的な作業環境の点検、定期的な健康検査などが盛り込まれている。

要求案は、(1)VDT作業従事者は一日四時間以内とし連続作業は四〇分以内、(2)妊娠、てんかん、偏頭痛のある人などにはVDT操作業務に従事させない、(3)すべての職員に開かれたコンピュータなどにかんする研修の機会を設けること、(4)ワープロによる公文書作成を制度化しないこと、などを内容としている(『埼玉新聞』八五年八月一八日付)。

第六回労災職業病被災者対策全国集会

労災職業病被災者対策全国連絡会議と総評、安全センターの主催による第六回労災職業病被災者対策全国集会が一九八六年六月二八、二九日の両日開かれた。基調提起の後、各地の活動報告がおこなわれた。報告は、全国じん肺患者同盟、高知県労働安全センター、全港湾中央本部、全国脊髄損傷者連合会、四アルキル鉛中毒裁判原告、全国一般・栄松書店臨時労働者組合、東京清掃・労災職業病患者会、全金・オリジン支部、日本たばこ浜松の職業病認定と裁判を勝利させる会、日本化学のクロム被害者の会、などであった。集会は、まとめとして、(1)被災者の運動を継続していくことの重要性、(2)労働行政と対決していくために、被災者運動の強化、被災者と労働組合の連携の強化、医師、弁護士など専門家との協力、(3)被災者全国連絡会議の運営委員会の設置、を確認し、最後に「労災保険法改悪に反対する決議」を採択した。

全金の「VDT作業基準案」

全国金属は八六年七月に開いた第六回全国安全活動交流集会で、支部段階から規制のための何らかの基準が必要だという要望に応じて「VDT作業基準に関する協定(案)」を検討し、つぎのようにまとめた。

【全国金属「VDT作業基準に関する協定(案)」(要旨)】

総評・全国金属労働組合〇〇〇支部(以下組合という)と〇〇〇会社(以下会社という)は、VDT作業基準およびVDT作業者の健康管理等について、つぎのとおり協定する。

(1)(目的)会社と組合は、VDT作業が従業員に健康に悪影響をもたらす可能性に関心をもち、これを未然に防ぐ立場からVDT作業および健康管理等の基準を設定し、これを遵守する。

(2)(VDT作業の範囲)(略)

(3)(作業時間)VDT作業時間はつぎのとおりとする。

[1]一連続作業時間は五〇分以内

[2]一連続作業時間五〇分ごとに一〇～一五分間の作業休止時間を設ける。

[3]作業負荷の激しいVDT作業専従者(主としてデータ入力型作業)においては、週当たり作業時間のメドを三〇時間程度として、残余時間は他の業務に就ける。

また、VDT作業専従者(主としてデータ入力型作業)で、時間外労働、深夜労働は原則としておこなわない。

(4)(作業環境)作業環境の基準は原則として以下のとおりとするが、VDT作業の多様性に鑑み、安全衛生委員会、職場ごとの労使の合意に基づいて随時改善をはかる。

(1)採光・照明

太陽光線など高輝度の光源が作業者の視野に入ったり、画面を反射せぬようカーテン、ブラインド等を設置し、必要に応じてその輝度を低下できるようにする。

(2)照度

水平面(キーボード面)で五〇〇～七〇〇ルクス、垂直面(両面)で五〇〇ルクス以下とし、ディスプレイ画面と書類やキーボード面との照度差をできるだけ小さくする。

(3)ディスプレイ画面

グレア防止のため、フィルターを装備するか、反射防止型ディスプレイを使用し、かつ輝度調整および画面角度の調整が可能なものを使用する。

(4)イス、机

イスは高さの調整と回転が可能なものを、机はキーボード、書類、書見台等が適切に配置できる広さのものを使用する。

(略)

(5)(健康管理)健康破壊を未然に防止する立場から、つぎのことを実施する。

[1]健康診断

・VDT機器を使用する作業員全員にたいして、配置前と配置後に健康診断をおこなう。健康診断は通常健康診断とは別に少なくとも年一回定期的におこなう他、作業員から健康異常の訴えがあった場合これに対応する。

また、VDT作業に就業後一年以内の者にたいしては、適応状況を把握するため配置六ヵ月後にもおこなう。

・配置前および配置後健康診断の内容

既往歴および自覚症状の有無、視力(視力、乱視、遠視、色覚、近点距離の測定等)検査および「頸肩腕症候群」症状の有無。

[2]健康・安全教育

管理監督者は、作業員の配置にあたっては適切な作業方法の教育および作業員の健康と安全の保持について教育をおこなう。

[3]安全衛生委員会

安全衛生委員会は、VDT作業員が健康かつ快適に作業できるよう作業環境、機器・周辺の安全衛生、作業員の健康管理について調査・審議する。

[4]健康管理をより充実させるため、会社は産業医その他外部の医療関係者の協力を得よう努める。

(6)(就労除外)VDT産業には、妊婦、視力障害者および健康診断によって就労を制限されたものを就労させない。

(7)(パートタイマー、派遣労働者などの扱い)この協定は、正規従業員以外のパートタイマー、派遣労働者など企業内でVDT作業に就労しているすべての作業員に適用する。

【参考資料】(1)総評第七五回定期大会資料、(2)総評第七五回定期大会各局報告書、(3)同盟第二二回定期全国大会資料、(4)全国金属『全国金属』、(5)『生産性新聞』、(6)鉄鋼労連『鉄鋼労連』、(7)全造船機械『全造船機械』、(8)自動車総連『自動車総連』、(9)全日本海員組合『船員しんぶん』、(10)全機金『全機金』、(11)繊維労連『繊維労連』、(12)炭労『炭労新聞』、(13)電力労連『電力労連』、(14)全通『全通新聞』、(15)国労『国鉄新聞』、(16)同盟『どうめい』、(17)『赤旗』、(18)『月刊いのち』、(19)『総評新聞』

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

